

平成27年10月30日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨である。

第2 再審査請求の経過

1 厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金の受給資格期間を満たした者(以下、便宜的に「受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。)は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻請求人(以下「請求人」という。)があった。再審査請求人(以下「請求人」という。)は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条1項に規定する遺族厚生年金を受けることができる「配偶者」とは認められないため(戸籍上の妻との婚姻関係は形骸化しているとはいえないため)」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 受給権者が死亡した場合において、その死亡当時その者によって生計を維持したその者の配偶者(婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(内縁の配偶者))を含む(厚年法第3条第2項。以下、婚姻はしてい

ないが事実上婚姻関係にある妻と同様の関係にある者を「内縁の妻」という。))で年額850万円以上の収入又は655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外の者に遺族厚生年金が支給されるが、受給権者に戸籍上届出のある妻のほか内縁の妻がある場合(以下、このような内縁の関係を「重婚的内縁関係」という。)については、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であるから、当該内縁の妻は、受給権者によって生計を維持していた事実のほかに、受給権者と戸籍上の届出のある妻との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、遺族年金を受給することができる配偶者に当たるものとされている(厚年法第58条第1項及び第59条第1項及び第4項、厚年法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

2 本件の問題点は、まず、亡Aの死亡当時、亡Aと戸籍上の妻である請求人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたといえるか、否かということであり、これが認められた場合に初めて、請求人と亡Aが、生計維持関係にあったか、否かという点が問題となる。

第4 当審査会の判断

1 一件記録によれば、次の各事実が認められる。

(1)～(12) (略)

2 上記認定基準では、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」とは、①当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき、②一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)

継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき、のいずれかに該当する場合であるとし、また、前記②の「夫婦としての共同生活の状態にない」といいうるためには、以下のアないしウの要件を全て満たすこととして、審査会としてもこれを相当と解するものである。

- ア 当事者が住居を異にすること
- イ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと
- ウ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと

3 以上に基づいて、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 亡Aと請求人との婚姻関係の形骸化について

認定基準によれば、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」とは、前記2の①または②のいずれかに該当する場合をいうところ、上記1で認定した事実から、亡Aと請求人は、亡Aが死亡するまでの23年間にわたって別居していたことが認められる。請求人は、回答書及び回答書追記（以下、併せて「回答書等」という。）において、別居した経緯については、「〇〇〇〇年頃、自分から出て行った。」「〇〇の呑屋で住み込で生活していたようです。」とし、別居生活解消の話し合い、努力は、「おこなわなかった」とし、その理由としては「借金の残債もあったので何回も話し合ったが、逃げるばかりで家によりつかなかった。」としている。

経済的な依存については、回答書等によれば、Bが亡Aより生活費として現金を受けとり、毎月3万～10万円を請求人に送金していたとしているが、亡AがBに請求人の生活費を渡していたことの確認資料がなく、また、Bが亡Aから渡された生活費を請求人に振込み送金したとされる預金通帳には、亡Aの死亡後も振込があることか

ら、それらの振込みが、亡AがBに渡した金員をBが振り込んだものと認めるには疑問があり、これを亡Aからの経済的援助としては採用することができない。

そして、請求人の回答書等によると、亡Aとの音信、訪問については、「Bが間に入って、電話」とし、「直接会ったのは6年位前」として、亡Aと請求人との直接の音信、訪問が反復してあったことも窺われない。

(2) ところで、民法第752条は「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」と規定しており、夫婦が同居し、協力し、扶助することは、その本質的要請するところである。夫婦における同居義務、協力義務及び扶助義務は、夫婦協同関係の本質的義務であって、婚姻の成立とともに発生し、婚姻の解消まで存続するものであり、夫婦の共同生活は、多かれ少なかれ、夫と妻の分業による協力により成り立っており、夫婦の相互扶助は、親族一般の「扶け合い」というよりも、より強い切実なものであって、未成熟の子を含む夫婦一体としての共同生活に必要な衣食住の資を供与しあうことであり、相手の生活を自分の生活と同一の内容・程度のもので保障するものでなければならないものである。しかして、夫婦の協力義務及び扶助義務は、夫婦が同居してこそ夫婦の共同生活に適う十分な履行ができるものというべきであるから、夫が妻と別居して他の女性と同棲、同居するという行為は、特段の事情のない限り、それだけで妻に対する悪意の遺棄に当たるといふべきである。

以上の観点から本件を見るに、亡Aは、請求人との同居義務に違背して別居し、請求人と同居していたものであり、その期間は23年にも及び、その間の音信や経済的援助も上記検討のとおりであるところ、上記認定の請求人が申し立てる亡Aと請求人との別居の

経緯からすれば、亡Aは、悪意で請求人を遺棄したものであるべきであり、その婚姻関係は、別居から10年を経過した時点において、実体を伴わない名ばかりのものとなり、亡A及び請求人の双方がそのような婚姻関係を受容し、離婚の届出はしないものの、婚姻関係を旧に復する意思を放棄し、実体を伴わない名ばかりの婚姻関係が固定化するに至ったものであることができるから、亡Aの死亡の時点において、亡Aと請求人との婚姻関係はすでに実体を失って形骸化していたと認めるのが相当である。

(3) 亡Aと請求人との生計維持関係について

亡Aの死亡当時、請求人が同人と生計を同じくしていたこと、及び請求人の年収が850万円未満であったことは、前記1の事実から明らかである。

(4) そうすると、請求人は、亡Aの死亡当時同人と婚姻関係と同様の事情にあった者であり、かつ、同人によって生計を維持していたものであるから、同人の死亡による遺族厚生年金の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。